

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績(R5)	達成度	事業の成果【R5】	事業の課題【R5】	今後の方向性【R6】
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題2 働く場での男女共同参画の推進	施策の方向① 多様な生き方や能力を発揮するための支援	26	女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備	農林水産業や商工自営業等に従事する女性が持てる能力を十分に発揮でき、男性と対等に経営や地域づくりに参画できるよう、就業環境や就業条件の改善を図るための情報提供や啓発を進めます。	農業振興課	農業経営改善計画（認定農業者）の申請受付の際などに、家族経営協定の制度について周知に努める。	設定なし	家族経営協定の制度について周知を行う。（家族経営協定の導入については各農家が判断するものなので、目標件数は設定していない）		B	認定農業者を中心に家族経営協定の制度を周知した。	特になし	認定農業者を中心に引き続き周知に努める。
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題2 働く場での男女共同参画の推進	施策の方向① 多様な生き方や能力を発揮するための支援	26	女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備	農林水産業や商工自営業等に従事する女性が持てる能力を十分に発揮でき、男性と対等に経営や地域づくりに参画できるよう、就業環境や就業条件の改善を図るための情報提供や啓発を進めます。	商工振興課	チラシ、パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供（講演会・セミナー開催情報など）のほか、働き方改革に関するセミナー及び事業所向けに誰もが働きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。	講演会参加者・働き方改革セミナー参加者	30名	17名	C	企業の役員・管理職・人事労務担当者向けに、女性活躍推進をテーマにセミナーを開催した。	セミナー講師の方が社会保険労務士でもあったため、講師の顧問先企業などの参加企業が固定化されているため、より多くの事業所から参加いただけるよう、周知の徹底および人権問題に対する意識の醸成が必要である。	引き続き講演会の実施やホームページ、広報などを積極的に用い幅広く周知を行い、参加を呼び掛ける。
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題2 働く場での男女共同参画の推進	施策の方向② 女性の就労支援、女性の管理職登用にに向けた事業所への啓発	27	女性の就労に関する様々な情報提供	滋賀マザーズジョブステーションやハローワーク等の関係機関との連携を強化し、女性のための就労に関する情報提供を行います。また、起業や創業の支援に向けては、コミュニティビジネスやNPO設立、SOHOのに関する研修会等の情報提供や相談を実施します。また、周知にあたり、定期的な行政番組や自治会の回覧での広報等、多様な媒体の活用にも努めます。	商工振興課	チラシ、パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供（講演会・セミナー開催情報など）のほか、働き方改革に関するセミナー及び事業所向けに誰もが働きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。	職業相談・キャリアカウンセリング相談件数	職業相談 100件 キャリアカウンセリング 30件	職業相談 52件 キャリアカウンセリング 18件	C	チラシ・パンフレット等による情報提供のほか、ハローワーク担当者と連携しての巡回職業相談、商工振興課職員による就職情報相談の職業相談を実施し、再就職・転職の相談・情報提供を行った。	継続した行政番組及び自治会回覧での周知・広報が必要。	引き続き行政番組や市公式LINE、自治会回覧等での周知・広報を行う。
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題2 働く場での男女共同参画の推進	施策の方向② 女性の就労支援、女性の管理職登用にに向けた事業所への啓発	28	キャリアカウンセリング等の相談事業	様々なライフステージにいる各々の女性のケースに応じて、専門のキャリアコンサルタントによるキャリアプランの作成助言や労働に関する悩みの相談を行うキャリアカウンセリングを実施します。また、周知にあたり、定期的な行政番組等での広報に努めます。	商工振興課	キャリアカウンセリング事業を実施。また、巡回職業相談・就職情報相談・商工労政課窓口での職業相談を実施。	職業相談・キャリアカウンセリング相談件数	職業相談 100件 キャリアカウンセリング 30件	職業相談 52件 キャリアカウンセリング 18件	C	チラシ・パンフレット等による情報提供のほか、ハローワーク担当者と連携しての巡回職業相談、商工振興課職員による就職情報相談の職業相談を実施し、再就職・転職の相談・情報提供を行った。	継続した行政番組及び自治会回覧での周知・広報が必要。	引き続き行政番組や市公式LINE、自治会回覧等での周知・広報を行う。
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題2 働く場での男女共同参画の推進	施策の方向② 女性の就労支援、女性の管理職登用にに向けた事業所への啓発	29	女性の管理職登用の推進	管理職として経験や能力が十分に発揮できるよう資質向上のための学習の場の提供を積極的に行うよう事業所に働きかけるとともに、女性活躍に関する事例紹介等を行う講演会・セミナー等を実施します。	商工振興課	チラシ、パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供（講演会・セミナー開催情報など）のほか、働き方改革に関するセミナー及び事業所向けに誰もが働きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。	講演会参加者	30名	17名	C	企業の役員・管理職・人事労務担当者向けに、女性活躍推進をテーマにセミナーを開催した。	セミナー講師の方が社会保険労務士でもあったため、講師の顧問先企業などの参加企業が固定化されているため、より多くの事業所から参加いただけるよう、周知の徹底および人権問題に対する意識の醸成が必要である。	引き続き講演会の実施やホームページ、広報などを積極的に用い幅広く周知を行い、参加を呼び掛ける。

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績(R5)	達成度	事業の成果【R5】	事業の課題【R5】	今後の方向性【R6】
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題2 働く場での男女共同参画の推進	施策の方向③ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくり	30	育児・介護のための休業取得の男女平等の推進	事業所に対し、「育児・介護休業法」の周知を図るとともに、女性だけでなく男性においても育児・介護休業の取得率を高めるため、チラシ・パンフレット等で啓発を行います。 併せて、取得後、復帰しやすい職場環境づくりに努めるよう働きかけ、「両立支援等助成金」などの情報提供を通じて支援します。 また、取得等を理由に解雇や不利益な扱いが行われないよう、「改正男女雇用機会均等法」の周知を図ります。	商工振興課	チラシ・パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供(講演会・セミナー開催情報など)の他、育児・介護休業取得の男女平等の推進に関するセミナー及び事業所向けに誰もが働きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。	働き方改革セミナー参加者	30名		D	国・県・市等からのチラシやポスターを掲示し、ハラスメント防止に関する周知啓発に努めた。	毎年、あらゆるテーマでセミナーを開催することは困難であるため、社会情勢や企業ニーズに合わせたテーマ設定を行う必要がある。	講演会の実施やホームページ、広報などを積極的に用い幅広く周知を行う。
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題2 働く場での男女共同参画の推進	施策の方向③ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくり	31	過労防止	「過労死等の防止のための対策に関する大綱」をふまえ、事業所に対し、働く男女が仕事と家庭やその他の生活を調和させ、希望する生き方ができるよう、労働時間や年次有給休暇の取得だけでなく、特別休暇、メンタルヘルス対策、育児・介護支援といったワーク・ライフ・バランス推進の取組についても啓発します。	商工振興課	チラシ・パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供(講演会・セミナー開催情報など)の他、過労防止に関するセミナー及び事業所向けに誰もが働きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。	働き方改革セミナー参加者	30名		D	国・県・市等からのチラシやポスターを掲示し、ハラスメント防止に関する周知啓発に努めた。	毎年、あらゆるテーマでセミナーを開催することは困難であるため、社会情勢や企業ニーズに合わせたテーマ設定を行う必要がある。	講演会の実施やホームページ、広報などを積極的に用い幅広く周知を行う。
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題2 働く場での男女共同参画の推進	施策の方向③ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくり	32	多様な就業ニーズへの対応	短時間勤務制度やフレックスタイム制など、多様な働き方に関する情報提供を行いワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発に努めます。	商工振興課	チラシ・パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供(講演会・セミナー開催情報など)の他、働き方改革に関するセミナー及び事業所向けに誰もが働きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。	働き方改革セミナー参加者	30名		D	国・県・市等からのチラシやポスターを掲示し、ハラスメント防止に関する周知啓発に努めた。	毎年、あらゆるテーマでセミナーを開催することは困難であるため、社会情勢や企業ニーズに合わせたテーマ設定を行う必要がある。	講演会の実施やホームページ、広報などを積極的に用い幅広く周知を行う。
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題2 働く場での男女共同参画の推進	施策の方向③ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくり	33	テレワークの活用促進に向けた啓発	仕事と生活の両立を進める手法の1つとして、テレワーク導入促進の啓発に努めます。	商工振興課	チラシ・パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供(講演会・セミナー開催情報など)の他、テレワークの活用促進に関するセミナー及び事業所向けに誰もが働きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。				E	テレワーク等の導入促進を目的とし、R3当初予算編成時にコワーキングスペースの整備事業関連費等の予算要求を行ったが、予算化されなかったため、事業を行っていない。	再度手法を検討し、予算化に努める。	令和6年度についても、テレワーク導入促進の啓発にかかわる事業予算はないため、事業実施予定はない。
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題2 働く場での男女共同参画の推進	施策の方向④ 女性の創業に向けた支援	34	創業に向けた講座や交流の場の充実	創業しようとする女性に対し、関係機関と連携を図りながら学習の場や創業に関する情報、ロールモデルについての情報提供を行います。	商工振興課	市から交付している補助金を活用し、近江八幡商工会議所、安土町商工会、滋賀中央信用金庫が合同で「はちまん創業塾」を開催している。本セミナーは認定特定創業支援事業であり、修了することで各種支援措置を受けられる証明書が発行できます。	創業塾の参加者	20名	29名	B	全6回のセミナーを開催し、5回以上出席した者に対して修了証を発行した。現在、受講者の内7名が認定特定創業支援事業の支援を受けた証明書を発行し、創業をされた。	受講のみで終わらず、より多くの受講者が創業していくための仕組みづくりや、受講内容のブラッシュアップを検討する。	令和6年度も市からも補助金を交付して同様の事業を実施予定である。

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績(R5)	達成度	事業の成果【R5】	事業の課題【R5】	今後の方向性【R6】
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	重要課題Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進	施策の方向① 暴力及びハラスメントを許さない社会意識の醸成	35	暴力及びハラスメントを許さない社会づくりに向けた啓発	女性、子ども、高齢者、障がい者、性的指向・性自認などに対する差別や暴力、様々なハラスメントは、重大な人権侵害であることや、暴力が起こる社会的背景についての理解が深められるよう、啓発活動を進めます。 また、精神的・経済的な暴力やデートDVなど様々な暴力の形態について、周知に努めます。	人権・市民生活課	差別や暴力、様々なハラスメントは、重大な人権侵害であり、暴力が起こる社会的背景についての理解が深められる啓発活動を行う。 精神的・経済的な暴力やデートDVなど様々な暴力の形態について、周知に努める。	啓発の有無		11月12日から25日の女性に対する暴力をなくす運動に合わせた、広報を実施した	A	市広報11月号に女性に対する暴力をなくす運動に関する啓発記事を掲載し、LINEでも広報を行った。また、白雲館にてバーブルライトアップを実施した。	DVの相談先として配偶者暴力相談支援センターの認知度が低いと、周知を図る必要がある	女性に対する暴力をなくす運動を中心に、DVに関する啓発に継続して取り組む
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	重要課題Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進	施策の方向① 暴力及びハラスメントを許さない社会意識の醸成	35	暴力及びハラスメントを許さない社会づくりに向けた啓発	女性、子ども、高齢者、障がい者、性的指向・性自認などに対する差別や暴力、様々なハラスメントは、重大な人権侵害であることや、暴力が起こる社会的背景についての理解が深められるよう、啓発活動を進めます。 また、精神的・経済的な暴力やデートDVなど様々な暴力の形態について、周知に努めます。	こども家庭センター	暴力やハラスメントのない社会作りのための啓発活動を実施。	年に1回(11月)広報等での周知、啓発	(R3) 年1回の広報等での周知、啓発(児童虐待) (R4) // (R5) 年1回の広報等での周知、啓発(児童虐待、DV等) (R6) // (R7) //	11月:広報掲載、ZTVの行政番組放映、本庁ロビーでのパネル展示、庁舎前道路にのぼり旗設置、学校等関係機関への啓発物品配布、駅前街頭啓発を実施	B	児童虐待防止月間(11月)を中心に、広報紙やZTVの行政番組を活用した周知、啓発を実施。児童虐待等の防止、早期発見につなぐことができた。新たにヤングケアラーに関する啓発に取り組んだ。	児童虐待に関する啓発は実施できているが、DV等に関する啓発があまりできていないため今後実施について検討が必要。	児童虐待やDVが重大な人権侵害であること、その社会的背景についての理解が深められるよう、周知、啓発に努める。
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	重要課題Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進	施策の方向① 暴力及びハラスメントを許さない社会意識の醸成	35	暴力及びハラスメントを許さない社会づくりに向けた啓発	女性、子ども、高齢者、障がい者、性的指向・性自認などに対する差別や暴力、様々なハラスメントは、重大な人権侵害であることや、暴力が起こる社会的背景についての理解が深められるよう、啓発活動を進めます。 また、精神的・経済的な暴力やデートDVなど様々な暴力の形態について、周知に努めます。	学校教育課	各校の人権教育年間指導計画にさまざまな人権問題についてバランス良く盛り込み、計画に従って指導を実践する。	全ての学校で取り組む。	100%	100%	B	人権教育を通して、差別に気づき、許さない意識の向上がみられた。	知識として理解していても、実際の生活等に結びつかない児童・生徒もいるため、学びを実践につなげたい。	学んだことを、実際の学校生活や家庭・地域社会での実践につなげるよう、また、性的マイノリティの尊重に係る指導計画の見直しや指導方法について深めていく。
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	重要課題Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進	施策の方向① 暴力及びハラスメントを許さない社会意識の醸成	36	性犯罪、虐待防止のための啓発、学習機会の提供	あらゆる暴力のない社会をめざして、痴漢をはじめとする性犯罪、売買春、ストーカー行為、配偶者等からの暴力や低年齢者に対する虐待、高齢者に対する虐待、障がい者に対する虐待などの実態や問題点についての講演会や学習機会の提供に努めます。 また、若年層を対象としたいわゆるアグルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等について、早期から危機意識を持てるよう、若年層向けの研修方法を検討します。	健康推進課	2歳6ヶ月児相談にて、親を対象に「ほめる育児」のテキストを配布	健康教育実施人数	2歳6か月児健診来所者の親子へ、テキストを用いてほめる育児を知る機会を設ける	令和5年度テキスト配布人数:577人	B	保健指導の際にテキストを配布し、子どもへの対応に困り感がある保護者を把握した場合は、テキストを参考にしながら詳細な話を聞き取り、相談・助言することが出来た。近年は母親のみならず両親での健診来所や、父親のみが来所される場合もあることから保健指導の対象者が広がっており、育児は母親だけがするものではないという認識が広まってきていると考える。	就労している保護者が増え、一人ひとりの保健指導に十分な時間が取れないことがある。指導が必要な方に、健診場面では十分時間が取れない場合は、事後フォローに繋げるよう引き続き努めていく。	2歳6か月児相談での資料配布は継続。スタッフ間での気付きがあったり、保護者の反応や状況が変化したりした場合は内容の見直しを検討とする。
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	重要課題Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進	施策の方向① 暴力及びハラスメントを許さない社会意識の醸成	36	性犯罪、虐待防止のための啓発、学習機会の提供	あらゆる暴力のない社会をめざして、痴漢をはじめとする性犯罪、売買春、ストーカー行為、配偶者等からの暴力や低年齢者に対する虐待、高齢者に対する虐待、障がい者に対する虐待などの実態や問題点についての講演会や学習機会の提供に努めます。 また、若年層を対象としたいわゆるアグルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等について、早期から危機意識を持てるよう、若年層向けの研修方法を検討します。	こども家庭センター	暴力やハラスメントのない社会作りの啓発の一環として研修会を実施。	①関係機関向け研修会の開催回数、参加者数 ②子ども向け啓発実施校数	(R3) ①前年度比100%以上、②3校(モデル事業のため) (R4) ①前年度比100%以上、②12校 (R5) // (R6) // (R7) //	①関係機関向け研修会:開催回数8回、参加者数183人 ②子ども向け啓発実施校数:11校	B	学校等の関係機関向けの啓発を行い、児童虐待等の早期発見、対応につなぐことができた。また、市立小学校11校の小学4年生を対象に、子ども向けの啓発を実施、子どもたちが権利について学ぶ機会を持つことができた。	性犯罪、ストーカー行為、DV等に対する啓発内容の検討、工夫が必要。	研修の機会の確保、啓発の工夫と充実を努める。

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績(R5)	達成度	事業の成果【R5】	事業の課題【R5】	今後の方向性【R6】
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	重要課題Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進	施策の方向① 暴力及びハラスメントを許さない社会意識の醸成	36	性犯罪、虐待防止のための啓発、学習機会の提供	あらゆる暴力のない社会をめざして、痴漢をはじめとする性犯罪、売買春、ストーカー行為、配偶者等からの暴力や低年齢者に対する虐待、高齢者に対する虐待、障がい者に対する虐待などの実態や問題点についての講演会や学習機会の提供に努めます。 また、若年層を対象としたいわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等について、早期から危機意識を持てるよう、若年層向けの研修方法を検討します。	人権・市民生活課	性犯罪、売買春、ストーカー行為、配偶者等からの暴力や低年齢者に対する虐待、高齢者に対する虐待、障がい者に対する虐待などの実態や問題点についての講演会や学習機会の提供を行うほか、11月12日から11月25日にかけて実施される「女性に対する暴力をなくす運動」の広報とパープルライトアップを行う。	実施の有無		11月12日から25日の女性に対する暴力をなくす運動に合わせて、広報を実施した	A	市広報11月号に女性に対する暴力をなくす運動に関する啓発記事を掲載し、LINEでも広報を行った。また、白雲館にてパープルライトアップを実施した。	DVの相談先として配偶者暴力相談支援センターの認知度が低いため、周知を図る必要がある。DVをテーマとした講演会は実施できていない。	女性に対する暴力をなくす運動を中心に、DVに関する啓発に継続して取り組む
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	重要課題Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進	施策の方向① 暴力及びハラスメントを許さない社会意識の醸成	36	性犯罪、虐待防止のための啓発、学習機会の提供	あらゆる暴力のない社会をめざして、痴漢をはじめとする性犯罪、売買春、ストーカー行為、配偶者等からの暴力や低年齢者に対する虐待、高齢者に対する虐待、障がい者に対する虐待などの実態や問題点についての講演会や学習機会の提供に努めます。 また、若年層を対象としたいわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等について、早期から危機意識を持てるよう、若年層向けの研修方法を検討します。	長寿福祉課	高齢者虐待の防止に向けて、介護支援専門員、市民に向けた啓発を実施。	介護支援専門員向け啓発件数	高齢者虐待の予防のための理解を広める。	介護支援専門員向け啓発…1回 介護をしている市民への啓発を介護支援専門員に依頼…1回	B	介護支援専門員、介護を担う市民に対して、高齢者虐待予防についての理解を広める啓発を行うことができた。	介護者向けの啓発は介護支援専門員により居宅契約時に実施しているが、より介護者に理解を得られるような体制整備が必要。	介護者向けの啓発について、より介護者に理解を得られ、ケアマネジャーも現状を客観的に把握、整理するツールとして活用できる内容、資料の見直しを実施。次年度は虐待防止啓発月間(毎年10月)としてケアマネジャーから介護者へ虐待に関するチラシを配布することを企画。
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	重要課題Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進	施策の方向① 暴力及びハラスメントを許さない社会意識の醸成	36	性犯罪、虐待防止のための啓発、学習機会の提供	あらゆる暴力のない社会をめざして、痴漢をはじめとする性犯罪、売買春、ストーカー行為、配偶者等からの暴力や低年齢者に対する虐待、高齢者に対する虐待、障がい者に対する虐待などの実態や問題点についての講演会や学習機会の提供に努めます。 また、若年層を対象としたいわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等について、早期から危機意識を持てるよう、若年層向けの研修方法を検討します。	障がい福祉課	障がい者虐待の防止、早期発見・早期対応を目指して、市民や障害福祉サービス事業所に向けて啓発や学習機会の提供を行う。	市民への啓発事業所への学習機会の提供	市民への啓発 年一回 事業所への学習機会の提供 年一回以上	・虐待防止に向けた啓発用ティッシュを作成し、当課窓口での配布及び障害福祉サービス事業所・学校等への配布 ・近江八幡駅にてティッシュを配布し、街頭啓発を実施 ・事業所間で虐待防止の取組に関する意見交換会の実施	B	・窓口及び関係機関での周知に加え、コロナ禍において中止していた近江八幡駅前での街頭啓発を実施したことで、幅広く市民に対して啓発を実施することができた。 ・他事業所の取組状況が共有できる意見交換会が、参考になると事業所間で好評であった。	・市民啓発は効果的な方法かどうか評価にくい。	・市民に向けた啓発は継続する。 ・事業所を対象とした意見交換会を開催し、虐待に関する事例検討を行い、市内事業所が情報を共有できる場を設ける。
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	重要課題Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進	施策の方向① 暴力及びハラスメントを許さない社会意識の醸成	37	犯罪防止に向けた情報提供の充実	警察と連携した「近江八幡タウンメール」での不審者情報の発信など、犯罪防止に向けた情報提供の充実を図ります。 また、多くの方に利用してもらえるよう、他課と連携し、利用者の増加に努めます。	人権・市民生活課	タウンメール登録者の増加のため、チラシ配布等の情報提供を行う。	タウンメール登録者数		タウンメールは廃止の方向で動いているため、未実施	E	タウンメールはLINE配信に移行するため、システムを廃止する方向で動いている	タウンメール登録者に市公式LINEへの移動・登録を促す必要がある	タウンメール登録者に市公式LINEへの移動・登録を促す
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	重要課題Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進	施策の方向② 暴力及びハラスメント根絶のための対策及び被害者への支援	38	暴力及びハラスメントに関する相談先の広報・啓発	多様な媒体を活用し、暴力やハラスメント等の被害にあった際の相談窓口について、周知に努めます。	人権・市民生活課	市広報やホームページ、SNS等の多様な媒体を活用し、相談窓口等の情報の周知を行う。	実施の有無		啓発用品の配布したり、人権週間の記事を市広報に掲載するなどして相談窓口を周知した。	B	12月の人権週間にあわせて駅頭啓発を行い、みんなの人権相談110番のウェットティッシュを配布したほか、市広報12月号に人権週間に関する記事を掲載し、人権相談窓口を紹介した。	人権相談ではハラスメントの相談も扱っていることを周知する必要がある。	人権相談窓口について継続して周知する。

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績（R5）	達成度	事業の成果【R5】	事業の課題【R5】	今後の方向性【R6】
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	重要課題Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進	施策の方向② 暴力及びハラスメント根絶のための対策及び被害者への支援	39	暴力及びハラスメント被害者に対する相談、支援体制の充実	被害者の心身の状況に十分に配慮し、回復するための支援を進めるとともに、被害者がさらなる被害（二次被害）に遭うことのないよう、相談しやすい体制の整備を図ります。 また、被害者に対して支援を行う機関やグループの情報を収集し、提供します。	人権・市民生活課	県立男女共同参画センターや庁内関係課との連携により、相談体制の充実と被害者支援を行う機関やグループの情報を収集し、提供するなどの被害者支援について検討する。	実施の有無		相談時に県立男女共同参画センターや庁内関係課へ相談を繋げた。	B	相談時に県立男女共同参画センターや庁内関係課へ相談を繋げた。	なし	県立男女共同参画センターや庁内関係課と積極的に連携し、相談の継続など体制を整備する。被害者支援に関する情報の収集に努める。
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	重要課題Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進	施策の方向② 暴力及びハラスメント根絶のための対策及び被害者への支援	39	暴力及びハラスメント被害者に対する相談、支援体制の充実	被害者の心身の状況に十分に配慮し、回復するための支援を進めるとともに、被害者がさらなる被害（二次被害）に遭うことのないよう、相談しやすい体制の整備を図ります。 また、被害者に対して支援を行う機関やグループの情報を収集し、提供します。	こども家庭センター	関係機関と連携し、暴力やハラスメント被害者の相談、支援を実施。	新規女性相談件数	相談内容に応じて適切に実施	新規女性相談件数：32件	B	女性相談専門の相談員を配置し、対象者への相談支援を実施。関係機関との円滑な連携が図れた。	暴力・ハラスメント行為に対する啓発内容、方法の検討が必要。 また、被害者支援に関する社会資源の情報を対象者に提供できるよう、情報収集に努める必要がある。	更なる支援体制の充実と関係機関との円滑な連携、社会資源等の情報収集に努める。
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	重要課題Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進	施策の方向② 暴力及びハラスメント根絶のための対策及び被害者への支援	40	配偶者等からの暴力及びハラスメント等被害者に対する相談、支援体制の充実	県や警察、病院、関係諸機関等と連携した支援ネットワークづくりを進め、相談、一時緊急保護などトータルな支援体制の整備に努めます。	こども家庭センター	関係機関と連携し、DVやハラスメント等被害者の相談、支援を実施。	新規女性相談のうち、DV相談件数	相談内容に応じて適切に実施	新規女性相談のうちDV相談件数：27件	B	女性相談専門の相談員を配置し、県や病院等の関係機関と連携し、相談支援を実施することができた。	被害者支援に関する社会資源等の情報収集に努める必要がある。	更なる支援体制の充実と関係機関との円滑な連携、社会資源等の情報収集に努める。
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	重要課題Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進	施策の方向② 暴力及びハラスメント根絶のための対策及び被害者への支援	41	新たな相談手法の検討	非常時においても、暴力・ハラスメントに関する相談ができるよう、電話相談やメール、SNS等を活用した相談手法を検討します。	こども家庭センター	電話を活用した相談手法を主軸とし、HP等のネットにおいて相談先を周知。	新規女性相談のうち、電話相談件数	相談内容に応じて適切に実施	新規女性相談のうち電話相談件数：3件	B	電話相談からケース支援、他機関へのつなぎを行うことができた。また、HPにて市の窓口だけでなく、DV相談などの相談先を周知した。	SNS等を活用した相談手法については未実施であるが、相談件数の半数以上が来所による相談であることから、今後必要性を含めて検討が必要。	更なる支援体制の充実に努める。
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	重要課題Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進	施策の方向② 暴力及びハラスメント根絶のための対策及び被害者への支援	41	新たな相談手法の検討	非常時においても、暴力・ハラスメントに関する相談ができるよう、電話相談やメール、SNS等を活用した相談手法を検討します。	人権・市民生活課	暴力・ハラスメントに関する相談の電話やメール、SNS等を活用した多様な手法について検討する。	検討の有無		検討済み	B	電話だけでなく、メールやSNS等による多様な相談受付の方法は、すでに行っている。	多様な受付方法に関する規程や広報周知について検討が必要がある。	多様な受付方法に関する規程や広報周知について検討する。
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	重要課題2 男女共同参画に関する相談・支援体制の整備	施策の方向① 各種相談体制の整備・充実	42	子育てに関する相談体制の充実	「子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、育児不安等の軽減を図るため、利用者支援事業、教育相談室等、身近な場で相談や情報が得られるよう支援します。複権化・複合化した相談内容については、関係各課との連携により、包括的な支援を実施します。	こども家庭センター	各子どもセンター・子育て支援センターにおいて、子育て相談の開催や、栄養士などの専門職による相談会を実施。	市内の各子どもセンターでの相談および利用者支援員の相談の集計	(R3)600人以上 (R4)600人以上 (R5)650人以上 (R6)650人以上 (R7)700人以上	子育て相談件数1,102件(利用者支援事業)	A	昨年度よりセンター利用者も増え、各センターでの子育て相談件数増加につながった。また、歯科衛生士、管理栄養士、助産師などの専門職に個別の相談をする機会を作り、育児不安解消につながった。 また、利用者支援員がいることで、相談内容によっては関係機関と連携し、包括的な支援につなげることができた。	利用者支援員への相談が昨年度より減少しているのは、相談対応の時間による影響も考えられる。今後、利用者支援員の増員を考えているが、募集をかけても応募がない現状である。	今後もセンター職員、専門職、利用者支援員など、それぞれの立場に応じた相談の場を設け、子育て世代の育児不安解消に努める。

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績(R5)	達成度	事業の成果【R5】	事業の課題【R5】	今後の方向性【R6】
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	重要課題2 男女共同参画に関する相談・支援体制の整備	施策の方向① 各種相談体制の整備・充実	42	子育てに関する相談体制の充実	「子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、育児不安等の軽減を図るため、利用者支援事業、教育相談室等、身近な場で相談や情報が得られるよう支援します。複雑化・複合化した相談内容については、関係各課との連携により、包括的な支援を実施します。	健康推進課	母子健康手帳発行時の妊婦相談をはじめとした妊娠期からの切れ目のない支援を行うことにより、妊産婦が安心して妊婦・出産・産褥期を過ごし、母子の健康管理及び育児不安の軽減を行えるよう支援する。	相談件数	妊産届出時、全数面談を実施	【R5指標実績】 相談件数 母子健康手帳交付時：631件 総合相談件数(述べ)：219件 地域助産所相談：電話：156件 来所：17件 訪問：87件	A	母子健康手帳交付時に相談窓口を周知することで、気軽に相談をする件数が増えてきている。また、令和5年2月から開始となった、出産・子育て応援交付金により、妊娠中の相談件数が伸びた。	前年度に引き続き、自ら相談することができない人にも切れ目のない支援が提供できるよう、地域の関係機関(助産所、利用者支援員等)との情報共有や連携を強化する必要がある。	自ら相談することができない人にも切れ目のない支援が提供できるよう、地域の関係機関(助産所、利用者支援員等)との情報共有や連携を強化する。
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	重要課題2 男女共同参画に関する相談・支援体制の整備	施策の方向① 各種相談体制の整備・充実	42	子育てに関する相談体制の充実	「子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、育児不安等の軽減を図るため、利用者支援事業、教育相談室等、身近な場で相談や情報が得られるよう支援します。複雑化・複合化した相談内容については、関係各課との連携により、包括的な支援を実施します。	学校教育課	学校では、教育相談担当者による周知を行い、教育相談等の相談機会を広報していく。	全ての学校で取り組む。	100%	100%	B	教育相談室にて電話や来所での相談を受け付けた。学校では訪問教育相談員への相談も多く、保護者の不安や悩みの解消に役立った。	相談が必要と思われる保護者であっても、仕事等の関係で時間がとれず、相談に至らないケースがあり、支援方法が課題である。	引き続き、情報発信に努めて教育相談活動の充実をめざす。また、相談内容によっては、関係各課、医療関係者との連携により、多角的な支援体制を実現していく。
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	重要課題2 男女共同参画に関する相談・支援体制の整備	施策の方向① 各種相談体制の整備・充実	43	高齢者に関する相談体制の充実	相談体制の強化に向け、全ての職員が基本的な相談内容に対応できるよう研修を行うとともに、地域包括支援センターとの連携を強化します。また、専門的な相談に対応できるよう窓口相談の専門職員の配置に努めます。	長寿福祉課	各地域包括支援センターにおいて、総合相談業務を実施するとともに、地域包括支援センターへの相談に繋がるしくみづくりを推進するため、市民や関係機関に地域包括支援センターの役割を周知。	地域包括支援センターへの相談件数	高齢者やその家族等が困ったときに必要な相談、支援に繋がる。	相談件数 18,030件	B	チラシの配布や啓発、個別のケース支援を積み重ね、地域包括支援センターの役割の周知を図ることにより、支援の必要な高齢者を把握するための地域関係者、関係機関とのネットワーク構築を推進することができた。高齢者の権利を守るための制度を活用しつつ、他機関と連携しながら、個別の課題解決を図ることができた。	個別ケースの対応が複雑化しており、職員の相談対応スキルの向上が今後必要。	地域包括支援センターを日常生活圏域毎の4か所に設置し、各圏域の社会資源やネットワークを活用した地域包括支援センターの相談体制の充実を図る。 職員のスキルアップを目的とした研修等を実施する。
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	重要課題2 男女共同参画に関する相談・支援体制の整備	施策の方向① 各種相談体制の整備・充実	43	高齢者に関する相談体制の充実	相談体制の強化に向け、全ての職員が基本的な相談内容に対応できるよう研修を行うとともに、地域包括支援センターとの連携を強化します。また、専門的な相談に対応できるよう窓口相談の専門職員の配置に努めます。	介護保険課	全ての正規職員が当課の全ての業務について対応できるようにする。	窓口相談対応数	窓口相談対応件数(月平均) (R3)200件以上 (R4)200件以上 (R5)200件以上 (R6)200件以上 (R7)200件以上	"新規申請 717 件 更新申請 2481件 変更申請 249 件 (内介護申請 46件) 月平均228件	B	全ての職員が基本的な相談内容に対応できるよう課内会議等で研修を行った。また、窓口相談の専門職員を配置をした。	介護保険制度や関係する様々な制度が複雑であるに加え、相談者自身が高齢である場合も多く、丁寧な対応が必要で、1件あたりに時間を要する。また、社会が多様化している中、相談者を取り巻く社会的な環境も多様であり、相談者が置かれている状況や心情に配慮しながら対応する必要がある。	課内会議等で定期的に勉強会を行い、当課業務の基本的な知識を習得する。また、窓口相談員を引き続き配置し、新規認定申請の相談体制の充実を図る。
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	重要課題2 男女共同参画に関する相談・支援体制の整備	施策の方向① 各種相談体制の整備・充実	43	高齢者に関する相談体制の充実	相談体制の強化に向け、全ての職員が基本的な相談内容に対応できるよう研修を行うとともに、地域包括支援センターとの連携を強化します。また、専門的な相談に対応できるよう窓口相談の専門職員の配置に努めます。	保険年金課	窓口や電話での問い合わせや相談に応じ、制度の内容の情報提供や案内等の対応の充実を図る。		制度の内容、業務マニュアルの理解や内部研修の実施等により、窓口・電話における相談内容の対応の充実を図る。	業務マニュアルの理解や内部研修の実施等の取り組みにより、窓口・電話における相談内容の対応の充実を図った。	B	業務マニュアルを作成し、制度内容等については研修の実施等、職員のスキルを高め、窓口・電話における問い合わせ・相談内容について懇切丁寧な対応に努めた。	各制度が複雑かつ多岐にわたるため、問い合わせや相談内容も様々であり、度重なる制度改正の内容については十分に理解した上で対応していかなければならないが、これまでどおりの懇切丁寧な対応を継続していくための取組が随時必要となる。	市民生活に直接関係する内容が多く、度重なる制度改正により、非常に複雑なものとなるため、市民からの相談も多岐にわたるが、引き続き相手の立場にたって相談内容を聞き取り、懇切丁寧な対応により理解(納得)していただけるように努める。また、制度改正については、広報媒体を通じて周知を図る。
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	重要課題2 男女共同参画に関する相談・支援体制の整備	施策の方向① 各種相談体制の整備・充実	44	障がい者に関する相談体制の充実	経済的問題や生活問題、心配ごと、様々なハラスメントに関して、相談しやすい体制を充実し、障がい者本人だけでなく、家族に対しても支援します。また、様々な相談に対応できるよう、性別に偏らない相談員の配置に努めます。	障がい福祉課	障がい者に対する相談体制の充実(知的障害者相談員・身体障害者相談員)	相談員の女性比率	相談員の男女比に偏りがないようにする	相談員の女性比率 身体障害者相談員 約57% 知的障害者相談員 75%	C	男女ともに相談員がいることで、見方等偏ることなく相談に応じられている。	身体障害者相談員の高齢化が進んでいるが、次の担い手が見つからない状況である。また、相談件数自体も少なく、相談員の在り方、相談支援体制については検討が必要である。	身体障害者相談員、知的障害者相談員の周知に継続して取り組むとともに、相談会の開催日時や場所等について再度検討し、参加しやすい相談会を目指す。